

令和4年(2022年)

12/1

No.1521

区のおしらせ

ちゅうおう

「誰か」のこと じゃない。

12月4日(日)～10日(土)は **人権週間**



1948年(昭和23年)12月10日の第3回国際連合総会で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念して、国連は毎年12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と定めています。

私たちは、誰もが「明るく幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。この願いを実現するためになくてはならない権利が「基本的人権」です。

しかし、依然としていじめや体罰、児童虐待といった子どもに関する人権問題、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、障害のある人などに対する偏見や差別意識を背景として引き起こされた重篤な事案などが後を絶ちません。近年では、インターネット上において他人を誹謗中傷することにより個人の名誉・プライバシーが侵害されることや性的指向・性自認に対する偏見から不適切な取り扱いを受けるといった人権問題が発生しています。

令和4年11月1日から東京都パートナーシッ

プ宣誓制度がはじまりました。この制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方にとって、日常生活のさまざまな場面での手続きが円滑になる他、都営住宅や区立住宅などへの入居申し込みなど、新たにサービスが受けられるようになります。この制度をきっかけに性自認や性的指向が人それぞれであることを尊重し、誰もが自分らしく生き生きと活躍することで、一人一人が輝く社会の実現へとつながることが期待されます。

啓発活動強調事項

今年度の啓発活動年間強調事項は次の17項目です。この機会にあらためて、家庭や職場、あるいは地域の中で人権問題について考えてみましょう。

- | | | |
|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| ① 女性の人権を守ろう | 別をなくそう | ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| ② 子どもの人権を守ろう | ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう | ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう |
| ③ 高齢者の人権を守ろう | ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう | ⑮ 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう |
| ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう | ⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう | ⑯ 人身取引をなくそう |
| ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう | ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう | ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう |
| ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう | | |
| ⑦ 外国人の人権を尊重しよう | | |
| ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう | | |

夜間人権ホットライン

人権週間に当たり夜間の無料法律相談を実施します。人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話でご相談をお受けします。個人の秘密は厳守します。

日時

12月8日(木)
午後5時～8時

相談時間

1人当たり10分程度

ホットライン専用番号

☎(6722)0127

費用

無料

☎東京都人権プラザ相談室

☎(6722)0124

☎(6722)0125

人権に関する相談案内は8面をご覧ください



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回12月11日号は新聞折り込みです。

(1)

凡例

問い合わせ(申込)先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

掲載のイベントについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、内容を変更または中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

凡例

お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス

Eメールアドレス

ノロウイルスの流行に備えましょう！

食中毒は夏だけのものではありません。ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、特に冬に流行し、12月ごろをピークに3月ごろまで多く発生します。

ノロウイルスは感染力が非常に強いので、ごく少量(数個から100個程度)でも感染し、感染後1日から2日程度で、おう吐・下痢・腹痛・発熱などの症状が現れます。感染すると家族など身近な方々に感染を広げる可能性もあります。発症すると重症化しやすい幼児や高齢者は一層感染予防に注意しましょう。

感染を予防するには

入念な手洗い

トイレの後や調理・食事の前はもちろん、外出後などにも石けんを十分に泡立て、手首や指の間も忘れずに、しっかりと洗いましょう。

二枚貝の食べ方に注意

ノロウイルスは、カキなどの二枚貝に含まれていることがあります。カキには「生食用」と「加熱加工用」の2種類があり、生で食べる場合は必ず「生食用」を消費期限内に食べましょう。「加熱加工用」のカキをフライや鍋にする時は感染予防のため、中心部まで十分に加熱(中心温度85℃～90℃で90秒以上)しましょう。

正しい消毒

ノロウイルスには、塩素系漂白剤による消毒が有効です(消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)の作り方と注意は別表1のとおり)

人から人への感染予防

感染者のおう吐物や糞便中には、大量のノロウイルスが含まれます。汚物に直接触れなくても、乾燥した汚物から空气中に漂い出たウイルス

別表1

用途	おう吐物などの汚物の殺菌用	日常の殺菌用
濃度	0.10%	0.02%
作り方	台所用漂白剤10ml ＋ 水500ml	台所用漂白剤10ml ＋ 水2,500ml

- ◎市販の台所用漂白剤の濃度は通常5～6％程度です。
- ◎台所用漂白剤は必ず「塩素系」のものをご使用下さい。
- ◎皮膚が荒れるおそれがありますので、直接手指には使用しないでください。
- ◎金属に対しては腐食性がありますので、使用後は必ず水拭きしてください。
- ◎有毒な塩素ガスが発生しますので、酸性のものと絶対にまぜないでください。

を吸い込んで、感染することがあります。汚物を処理する場合には次のことを注意してください。

- ・マスクを着用し、処理後は必ず「手洗い」と「うがい」をする。
- ・直接手で触れないよう手袋やペーパータオルなどを使う。
- ・汚物が乾く前に処理する。
- ・汚物の処理を行なった部屋は、よく換気をする。
- ・処理後の汚物は、ポリ袋に入れて口をかたく閉じる。
- ・処理中に衣服などに汚物が付着した場合は、塩素系漂白剤で消毒し

た後、他の物と分けて洗濯する。

◎処理の際は広い範囲を消毒するとともに、履いている靴底の消毒も行いノロウイルスを周囲に拡げないように注意しましょう。

発症してしまったら

脱水症状にならないよう水分を十分に補給するとともに、速やかに医療機関を受診しましょう。

☎中央区保健所生活衛生課食品衛生第二係
☎(3546)5399
中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

（令和5年度）学童クラブ利用児童募集

受付時間など

別表2のとおり

対象

区内在住・在学の小学生で、保護者が仕事や病気などのため、放課後家庭で適切な保護育成を受けられない児童

申し込み方法

12月1日(木)～令和5年1月11日(水)(祝日・年末年始を除く)までに各児童館、子ども家庭支援センター、区役所6階子育て支援課にある「募集のご案内」の利用申請書に必要事項を記入し、直接各施設へ申し込む。

◎申込時に申請内容について聞き取りをします。

利用決定

利用者は選考の上、決定し、結果をお知らせします。

◎令和5年4月1日に民設民営の「ベネッセ学童クラブ月島」が開設されます。詳細は開設準備室(別表2参照)にお問い合わせください。

◎公設(公営・民営)学童クラブ、民設民営学童クラブ「ベネッセ学童クラブ月島」、子どもの居場所「プレディ」と重複して登録することはできません。

◎利用申請書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

「シルバー人材センター」で一緒に働きませんか

シルバー人材センターとは

高齢者が地域で働くことを通じて、健康で生きがいのある生活を送り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目指す会員組織です。

入会資格

- ・60歳以上の健康な区民で、働くことと社会奉仕活動に意欲がある方
- ・基本理念「自主・自立、共働・共助」を理解し、ルールを守って、助け合いながら仲良く働ける方

会員の働き方

- ・仕事は依頼主(区、会社、家庭など)からセンターが引き受けて契約します。
- ・センターは引き受けた仕事の情報を公開し、会員から求人します。
- ・働いた会員には、センターから実績に応じた「配分金」が支払われます。

仕事の内容

高齢者の安全に配慮したもので、1週当たり20時間以内の臨時的・短期的または軽易な作業です。

ビル清掃、家事手伝い、粗大ごみの移動、草取り、育児サービス、簡単な大工仕事、障子張り、施設受付、

自転車整理、ポスター貼り、封入、パソコン入力、宛名書きなど、多種多様です。

現在急募中の仕事

定年延長や継続雇用制度の実施などにより、男性の入会者が減少傾向に転じている影響で、特に自転車整理の就業会員が不足しています。

また、男女問わず、ビル清掃や、一般家庭の家事手伝いのご依頼も大変多くなっています。主に短い時間の仕事ですので、趣味や地域活動の合間に働くには、とてもお勧めです。

入会説明会

日時

毎月13日 午前10時～2時間程度

◎土・日曜日、祝日の場合は直前の平日です。

◎電話予約制(当日予約可)です。

途中入場はできません。

◎12月は13日(火)に開催します。

会場

シルバー人材センター2階会議室(八丁堀3-17-9京華スクエア)

持ち物

健康保険証など住所・年齢が確認

できるもの、筆記用具

- ◎当日入会受け付け後に会員証などに使用する顔写真を撮影します。
- ◎仕事のご紹介は、約1週間後に行う研修を受け、年度会費1,000円をお支払いいただいた後になります。

会社・商店・ご家庭の皆さん その仕事お任せください

センターでは、区・家庭・商店・会社・各種団体などから多種多様な仕事をお引き受けしています(危険な仕事などお受けできない内容もあります)。

会員の仕事ぶりは「真面目で丁寧」「安心して任せられる」など、大変好評です。

高齢者の豊富な知識・経験はきっと皆さんのお役に立てると思います。

◎詳しくはセンターのホームページをご覧ください(お問い合わせください(Eメールも可))。

☎中央区シルバー人材センター
☎(3551)2700

☎chuo@sjc.ne.jp

シルバー人材センター▶
ホームページ



12月は「オール東京滞納STOP強化月間」

特別区民税・都民税(住民税)については、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、納期限を過ぎても納付がない方には、一定期間経過後に督促状や催告書を送付するなどして自主納付を促進しています。それでも納付がない場合には滞納処分を進めています。

都内区市町村と都では、毎年12月を「オール東京 滞納STOP強化月間」と位置付け、区市町村と都が連携した広報や催告による納税推進、

財産の差し押さえによる滞納処分の実施など、多様な徴収対策を集中して実施します。

なお、災害、病気、失業、法人の事業廃止など一定の事由があり、納期限内に納付ができないときは、納税者からの申請により、徴収を猶予する制度もありますので、ご相談ください。

☎税務課整理係

☎(3546)5279

令和4年TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(木)～7日(水)

区と区内警察署などが連携して、次の重点項目を掲げてキャンペーンを推進していきます。

重点1 高齢者を始めとする歩行者の安全確保

高齢者の方へ

高齢歩行者の死亡事故では、信号無視や禁止場所横断などの法令違反が多いという特徴があります。慣れた道でも交通ルールを守り、十分に安全確認を行うようお願いします。また、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

全ての歩行者の方へ

道路を横断するときに横断歩道がある場所では、必ず横断歩道を渡ることや、信号を守るなど基本的な交通ルールを守りましょう。また、横断する前に「車が来ていないことを確認する」、「車が確実に止まったことを確認する」、「横断中にも車が来ていないか確認する」などの安全確認をして、歩行者自身の身を守るための行動を実践してください。

重点2 歩行者等の保護など安全運転意識の向上及び飲酒運転等の危険運転の根絶

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転は「犯罪」です。ドライバーは、「お酒を飲んだら、運転しない」「運転するならお酒を飲まない」こと、家庭や職場では、「飲酒運転をさせない」こと、お店では、「運転する人には、お酒を提供しない」ことを徹底しましょう。

あおり運転も「犯罪」です。あおり運転を受けたときは、安全な場所に避難して車外に出ずに110番通報してください。

ドライバーの方へ

車を運転するときは、交通ルールを守り、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って安全運転を心掛けましょう。横断歩道は、歩行者優先です。横断しようとする人がいるときは、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道を譲りましょう。横断歩道付近に人がいるときは、すぐに停止できる速度で安全確認をしましょう。

重点3 自転車の交通事故防止

自転車の交通事故は、交差点での事故が最も多く、その多くが、安全不確認や一時不停止などを原因とする出会い頭事故です。

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止して周囲の安全を確か

めましょう。

自転車はとても便利な乗り物ですが、乗れば「車」と同じです。交通ルールを守り、交通事故防止に努めてください。

- ・携帯電話やヘッドホンなどの使用、傘差し運転はしない。
- ・点検整備が行われた安全な自転車を利用する。
- ・自転車事故に備えた保険に加入しているか確認する。
- ・夕暮れ時は、早めにライトを点灯する。
- ・大人も子どももヘルメットを着用する。

「ながらスマホ」は大変危険です

自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマホや携帯電話を使う時は、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で使用しましょう。

重点4 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故や右直事故(右折車と直進者の事故)が多く発生しています。速度超過が事故につながりやすいので、スピードを控え、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。ヘルメットの正しい着用や胸部プロテクターを装着しましょう。

重点5 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードなどの利用者が

増えていますが、一部の利用者による飲酒運転などの悪質、危険な運転が社会問題になっている他、今年9月には区内で死亡事故が発生しています。利用する際は、交通ルールを守り安全に利用しましょう。

重点6 違法駐車対策の推進

違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因です。

特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にやめましょう。

年末は特に交通量が増えます。あらかじめ外出先の駐車場所を確認してから出かけるなど、短時間でも駐車場やパーキングメーターを利用しましょう。

このキャンペーンを通して皆さん一人一人が交通ルールの順守と正しいマナーの実践を励行し、交通事故の防止に努めましょう。

交通課交通対策係

☎(6278)8171
中央警察署
☎(5651)0110
久松警察署
☎(3661)0110
築地警察署
☎(3543)0110
月島警察署
☎(3534)0110

住宅に関する事業

高齢者などの居住支援

住宅住み替え相談

賃貸住宅への住み替えを考えている方を対象に、公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て、不動産協力店の紹介や支援を行っています。

相談日時

- ・毎月第1月曜日(一般相談)
- ・毎月第2・第4火曜日(高齢者相談) 午後1時～4時(要予約)

相談員

- ・(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員(高齢者相談のみ)

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」を利用する場合に、利用費用

の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

- ・預かり金タイプは利用費用の2分の1
- ・月払いタイプは事務手数料

◎詳しくはお問い合わせください。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合に、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ◎同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限ります。

贈らない 求めない 受け取らない
みんなですすめよう!「三ない運動」

政治家や候補者の寄付やあいさつについて、次のような行為は公職選挙法で禁止されています。

- ・政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や品物を寄付すること
- ・有権者が政治家や候補者に対し寄付を出すように勧誘や要求をすること
- ・後援団体が、選挙区内の人に花輪・香典・祝儀などを出すこと
- ・政治家や後援団体が、新聞やテレ

ビなどに、あいさつを目的として有料の広告を出すこと

- ・政治家や候補者が選挙区内の人に、年賀状などの時候のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆のものを除く)
- 寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

☎(3546)5542

- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

保証料の2分の1

☎(3546)5466

☎(3546)5355

- ・あんしん居住制度について(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

☎(5989)1784

☎(6880)2781

☎(3546)5466

女性センター「ブーケ21」女性相談のご案内

自分自身の生き方、夫婦や親子の関係、配偶者や恋人からの暴力(DV)、近所や職場での人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の女性相談員がお話を伺い、解決の道を一緒に考えます。

ひとりで悩まずに、お気軽にお電話ください(秘密厳守)。

女性相談専用電話

☎(5543)0653

面談相談(予約制)

日時

- ・毎月第1・5水曜日、第4火曜日 午前10時～午後4時
- ・毎月第2火曜日、第3水曜日 午後3時30分～8時30分

会場

て 住宅課計画指導係

☎(3546)5466

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震改修などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、必要な資金の融資が受けられるよう指定金融機関にあっせんします。

ただし、この制度を利用するには事前に金融機関の仮審査を受けていただく必要があります。

◎増築または改築工事で、建築確認申請を必要とする工事は対象となりません。

◎その他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせ下さい。

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

女性センター「ブーケ21」相談室

託児

生後57日以上小学生までのお子さんをお預かりします(予約制)。

費用

無料

電話相談(予約不要)

日時

毎週月曜日 午前10時～午後4時

共通

◎予約受付時間は午前9時から午後9時までです。

◎相談は、祝日・休日、年末年始(12月28日～1月4日)を除きます。

総務課男女共同参画係

☎(5543)0651

凡例
日
時
場
会
場
対
象
内
容
定
員
費
用
申
込
方
法
問
合
せ
先
HP
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ
ア
ド
レ
ス
E
メ
ー
ル
ア
ド
レ
ス

情報コーナー

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などに、ご協力をお願いします。



施設

月島第三小学校 温水プールの休止

次の期間は、区主催の水泳教室が開催されるため一般の方は利用できません。

日 令和5年2月3日～28日の毎週火・金曜日 計8日間

問 月島第三小学校温水プール(開放日の開放時間帯のみ)

☎(3531)7860

スポーツ課体育施設係

☎(3546)5529



保健・医療・福祉

東京都大気汚染医療費助成の更新をお忘れなく

都内に1年以上在住の18歳未満で気管支ぜん息などに罹患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

既に認定を受けた方が、引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。有効期間満了の1カ月前を目安に区の窓口で手続きをしてください。桃色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

問 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

☎(5320)4491

福祉保健部管理課保健係

☎(3546)5400

令和4年度健康診査・がん検診などの健(検)診期間を令和5年3月10日(金)まで延長

区では、40歳以上の中央区国民健康保険加入者および75歳以上の方に健康診査を実施しています。また、40歳以上の区民の方のがん検診などを実施しています。

対象の方に、既に送付している「がん検診等受診券」でご案内した健(検)診期間を、令和5年3月10日(金)まで延長しました。

●お手持ちの受診券(令和4年度分に限る)はそのまま使えますので、同封の実施医療機関名簿にある医療機関で受診してください。

●胃がん・乳がん・子宮がん検診についても、同様に延長します。

●50歳以上偶数歳の方は、「胃部エックス線検査」に加え、「胃内視鏡検査」のいずれかを選択して胃がん検診を受診することができます。ただし、今年度に胃内視鏡検査を選択しない場合には、翌年度に胃内視鏡検査を選択受診することはできませんのでご注意ください。

●人間ドックを受けた方も、検査データを活用することで検査項目を一部省略して受診でき、健康相談

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

◎**罫**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
○○課○○係(罫の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能

を受けることができます。

●受診券がお手元にはない場合は、お問い合わせください。

●期限が近づくと予約が取りづらくなりますので、お早めに医療機関にご予約ください。

費無料(精密検査は受診者負担)

問 福祉保健部管理課保健係

☎(3546)5397

ひとり親家庭等医療費助成

対 次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満)と、その児童を養育している方

- ・離婚、死亡、遺棄(1年以上)などで父または母がいらない
 - ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
 - ・父または母がDV防止法による保護命令を受けている
 - ・父または母に重度の障害がある
 - ・婚姻によらないで生まれ、父または母の扶養がない
 - ・父または母が生死不明
- 所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【助成の範囲】

- ・住民税課税世帯の方
各種健康保険適用の自己負担分の一部
- ・住民税非課税世帯の方
各種健康保険適用の自己負担分全額および入院時食事療養標準負担額

【医療証の更新は令和5年1月1日です】

既に現況届を提出済で、資格要件に該当する方は、12月中旬に新しい医療証(桃色)をお送りします。

現況届が未提出の方は、12月2日(金)までにご提出ください。現況届の提出がないと、新しい医療証は交付されませんのでご注意ください。

●現在、所得超過(令和2年中の所得)により助成対象外になっている方で、令和3年中の所得が制限額以下になる方は、令和5年1月1日から助成対象になりますので必ず申請してください。

●交通事故など第三者の行為による傷病で医療証を使用したときは、必ず届け出をしてください。

問 子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

MR(麻しん風しん混合)ワクチン接種

麻しんの感染予防には、ワクチンの接種が有効です。1回の接種では十分な免疫ができないことや、一度免疫ができても長期間経過すると効果が低下することが分かっており、2回の接種を受けることが大切です。

- 対 ●MR1期
満1歳以上2歳未満
- ・MR2期
平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ(小学校就学の前年度)

の方

【予診票などの送付時期】

・MR1期
生後11カ月に達する月の上旬

・MR2期
令和4年3月末に送付済み

【対象ワクチン】

原則、MRワクチン

【接種方法】

MR予診票に必要事項を記入の上、指定医療機関において無料で接種を受けることができます。

●MR2期の接種期限は令和5年3月31日(金)です。まだ接種を受けていない方は早めに接種を受けましょう。

●予診票がお手元にはない方や、転入された方でMRの予防接種を受けていない方は、中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参の上お越しくください。

●満2歳から2期対象前の方のうち麻しん未罹患でMR1期を未接種の方、小学校1年生から20歳未満の方のうち麻しん未罹患で2回の接種を完了していない方に、予防接種の費用を助成しています。任意MR予診票に必要事項を記入の上、区指定の医療機関において無料で接種を受けることができます。中央区保健所、日本橋・月島保健センターで予診票の発行を行いますので、母子健康手帳を持参の上、お越しくください。

問 中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930



講座・催し物

新春経済講演会

日 令和5年1月17日(火)

午後2時～4時

対 区内中小企業経営者および従業員

【開催方法】

オンライン(Zoomを使用)

【テーマ】

逆境を楽しむ力～ビジネスにも役立つ「人を動かす心理学」～

【講師】

帝京大学スポーツ局長・スポーツ医科学センター教授 岩出雅之

定 80人(先着順)

費無料

申 HPからイベントを検索の上申し込む(イベント番号:200928(半角))。

問 東京商工会議所中央支部

☎(3538)1811

HP 東京商工会議所

<https://myevent.tokyo-cci.or.jp/>

地域福祉ワークショップ

「地域福祉について考えよう」～災害にも強い福祉のまちづくり～

日 ①令和5年1月25日(水)

午前10時30分～12時30分

②2月1日(水)

午後2時～4時

③2月17日(金)

午後6時30分～8時30分

場 ①月島社会教育会館ホール

②日本橋公会堂第3・4洋室

③区役所8階大会議室

対 町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア団体など、現在地域で活動している方、または地域活動に関心のある方

●原則として現在の活動地域またはお住まいの地域で開催されるワークショップにご参加ください。

内 中央区の地域福祉について考え、関心を持っていただくとともに、課題解決に向けた方策についてグループに分かれて話し合いを行います。

【講義】

中央区の地域福祉を考える

【グループワーク】

子どもから高齢者まで誰も取り残さない「地域防災」をテーマに、参加者同士話し合いを行います。

【講師・ファシリテーター】

駒澤大学教授 川上富雄

定 各回25人程度(申し込み多数の場合は抽選)

費無料

申 令和5年1月11日(水)までにはがきまたはファクスに①～④(4面記入例参照)⑤所属・団体を記入して申し込む(電子申請も可)。

●抽選結果は郵送でお知らせします。当選した方にはご案内を同封します。

●申し込み締め切り後も、定員に空きがある場合は随時受け付けますので、お問い合わせください。

●以前地域福祉ワークショップに参加された方も参加可能です。

【共催】

中央区社会福祉協議会

問 福祉保健部管理課地域福祉推進係

☎(3546)5393

FAX(3248)1322

アートクレイシルバー講座

日 12月15日(木)

午後1時30分～4時

場 明石町区民館2階5号室

対 区内在住・在勤・在学者

内 環境問題を考え、

エコの一環として、

銀粘土(再利用)を使用し、

リングを作ります。

焼成し作品

にすることで純銀(純度99.9%)の作品に仕上がります。

定 6人(申し込み多数の場合は抽選)

費 1,500円

【持ち物】

エプロン

申 12月2日(金)から9日(金)までに電話で申し込む(受け付けは午前10時～午後5時)。

●当選者には12月10日(土)までに電話で連絡します。

問 明石町区民館

☎(3546)9125



Winterハーバリウム

日12月12日(月)
午後1時30分～3時
場八丁堀区民館3階7号室
対区内在住・在勤・在学者
内プリザーブドフラワーをガラスの
ボトルに入れ、専用のオイルに浸
してハーバリウムを作ります。
定7人(申し込み多数の場合は抽選)
費500円
【持ち物】
はさみ、エプロン
申12月2日(金)から8日(木)までに
電話で申し込む(受け付けは午前
9時～午後5時)。
◎当選者には12月9日(金)までに電
話で連絡します。
問八丁堀区民館
☎(3555)8641



▲ハーバリウム

ばらのアレンジメント教室

日令和5年1月20日(金)
午後6時30分～8時30分
場堀留町区民館3階1号室
対区内在住・在勤・在学者
内アーティフィシャルフラワー(造
花)を使い、バラがメインの飾り
を作ります。作品はお持ち帰りい
ただけます。
定15人(申し込み多数の場合は抽選)
費1,000円
【講師】
諸見 美智子
【持ち物】
はさみ
申12月5日(月)から25日(日)までに
電話で申し込む(受け付けは午前
10時～午後8時)。
◎当選者には12月28日(水)までに電
話で連絡します。
問堀留町区民館
☎(3661)8448



いきいき館(敬老館) クリスマスコンサート

いきいき桜川(桜川敬老館)
日12月17日(土)
①午後2時30分開演
②午後3時45分開演
場いきいき桜川ホール
内「クリスマスコンサート」ソプラノ、
ピアノ、フルート、バイオリン、
チェロなどの多彩な編成で、クリ
スマスにちなんだ曲やクラシック
の名曲をお届けします。
定各40人(先着順)
申12月3日(土)から受付で直接申し
込む(電話申し込み不可)。
いきいき浜町(浜町敬老館)
日12月18日(日)午後2時開演

場いきいき浜町大広間
内「冬の午後“ヴァイオリントリオラ
イブ”」ヴァイオリン、ギター、ボ
ンゴなど、3人の楽しい演奏をお
楽しみください。
定40人(先着順)
申12月4日(日)から受付で直接申し
込む(電話申し込み不可)。
いきいき勝どき(勝どき敬老館)

日12月20日(火)
①午後1時30分開演
②午後3時30分開演
場いきいき勝どき大広間
内「マリンバデュエットコンサート」
ジャズ、クラシック、ポップス
など皆さんがよく知っている楽曲
を、マリンバとビブラフォン奏者
の2人がハーモニー豊かに楽しく
奏でます。
定各40人(先着順)
申12月4日(日)から受付で直接申し
込む(電話申し込み不可)。

共 通
対60歳以上の区内在住者
費無料
◎利用の際は登録
が必要です。初
めての方は、保
険証などを持参
し各いきいき館
で手続きをして
ください。なお、
登録の際には、緊急連絡先をお伺
いしています。
◎他にもさまざまな講座を開催して
います。詳しくは各いきいき館(敬
老館)へお問い合わせください。
問いきいき桜川(桜川敬老館)
☎(3553)0030
いきいき浜町(浜町敬老館)
☎(3669)3385
いきいき勝どき(勝どき敬老館)
☎(3531)3258

パソコン初歩相談受講生募集

日令和5年1月5日～3月16日
毎月第1・3木曜日 計24回
①午前10時～11時、②午前11時～
正午、③午後1時～2時、④午後
2時～3時
場いきいき勝どき医務室
対60才以上の区内在住者
(いきいき館の登録証が必要)
内パソコン、タブレット、スマート
フォンに関する個別相談に1時間
対応します。
定各回1人
費無料
申令和5年1月分
を12月22日(木)
より、先着順に
て館内窓口で申し
込む(電話申し
込み不可。毎月翌月分の申し込
みを受け付けます)。
問いきいき勝どき(勝どき敬老館)
☎(3531)3258

京橋図書館定例行事

12月4日に「本の森ちゅうおう」で
オープンする京橋図書館の定例行事
についてお知らせします。
おはなし会
絵本の読み聞かせの他、手遊び、
わらべ歌なども取り入れて実施しま
す。

【日時・対象】
・0～2歳向け
毎週土曜日 午前11時～11時20分
・3歳以上向け
毎週火曜日 午後3時30分～4時
毎週土曜日 午後3時～3時30分
場2階おはなしの部屋
◎対象年齢はおおよその目安です。
お気軽にご参加ください。
◎日時は変更になることがあります。
図書館ホームページ・館内掲示ま
たはお電話でご確認ください。

ミニシアター

洋画、邦画、記
録映像など、京橋
図書館所蔵の映像
資料を上映します。
日奇数月第3土曜
日 午後2時～
場1階多目的ホール
対どなたでも
定80人(先着順)
費無料

◎上映作品など詳細については、図
書館ホームページ・館内掲示また
はお電話でご確認ください。
問京橋図書館(本の森ちゅうおう)
☎(3551)2151

クリスマス子ども会

京橋図書館(本の森ちゅうおう)
日12月18日(日)
・0～2歳向け
午前11時00分～11時30分
・3歳以上向け
午後3時～3時40分
場京橋図書館(本の森ちゅうおう)1
階多目的ホール
定各回20組(先着順)
日本橋図書館
日12月14日(水)
・第1回(0～2歳向け)
午前11時～11時30分
・第2回(3歳以上向け)
午後3時30分～4時
場日本橋図書館6階図書館ホール
定各回18組(先着順)

場づくりミニ講座と場づくり入門講座

講座名	場づくりミニ講座	場づくり入門講座(5回連続講座)
日 時	12月14日(水)	令和5年1月18日(水)・25日(水) 2月1日(水)・8日(水)・22日(水)
	午後7時～8時	午後7時～9時
会 場	中央区社会福祉協議会3階大会議室 またはオンライン(Zoom)	中央区社会福祉協議会3階大会議室
対 象	区内での居場所づくりや地域活動に興味・関心のある方	
内 容	“居場所づくり”に興味がある方や現在の活動をより良くしたいという 方に向けた、場づくりのきっかけやヒントの詰まった講座です。ミニ 講座は「場づくりとは?」から学ぶプレ講座です。入門講座への参加を 検討されている方におススメです(ミニ講座のみ、入門講座のみの参 加も歓迎です)。	
講 師	NPO法人れんげ舎代表理事 長田英史	
定 員	会場15人／オンライン50人 (申し込み多数の場合は抽選)	10人(申し込み多数の場合は抽選)
託児サービス	無	有(生後3カ月以上・要予約)
費 用	無料(託児サービスも無料)	
申し込み方法	下記申込締め切り日までに、電話、ファクスまたはEメールに①～⑤(4 面記入例参照)⑥託児サービス希望の有無を記入して申し込む。	
申込締め切り日	12月9日(金)	令和5年1月5日(木)
問い合わせ (申込)先	中央区社会福祉協議会管理部地域ささえあい課 ☎ (3523)9295 FAX (3206)0601 📧 sasae@shakyo-chuo-city.jp	



月島図書館
日12月21日(水)
・ひよこ組(0～2歳向け)
午後2時～2時30分
・3歳以上向け
午後3時30分～4時
場月島社会教育会館4階和室
定各回20組40人(先着順)
共 通
内大型絵本の読み聞か
せなど
費無料
申12月4日(日)から13
日(火)までに参加を
希望する図書館に直
接、または電話で申し
込む。
問京橋図書館(本の森ちゅうおう)
☎(3551)2151
日本橋図書館
☎(3669)6207
月島図書館
☎(3532)4391

バリアフリー映画鑑賞会

日12月17日(土)
午後2時～(午後1時30分開場)
【上映作品】『梅切らぬバカ』(邦画、
77分、音声ガイド・字幕付)
◎今回は、視覚障害者用音声ガイド
と聴覚障害者用字幕をつけて上映
します。障害の有無に関わらず、
どなたでもお楽しみいただけます。
場日本橋図書館6階図書館ホール
対小学生以上
定30人(先着順)
費無料
申12月4日(日)から11日(日)までに
電話またはファクスで申し込む。
◎2人分まで申し込みができます。
◎申し込みの際は申し込み者全員の
氏名と代表者の連絡先が必要です。
◎作品の概要についてはお問い合わせ
ください。
問日本橋図書館
☎(3669)6207
FAX(3669)6253

凡例
日時
会場
対象
内容
定員
定員
費用
申し込み方法
お問い合わせ(申込先)
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

勤労者のためのパソコン講座
(Office実践)

日 令和5年1月16日(月)～20日(金)
計5回 午後6時30分～8時30分
場 ハイテクセンターパソコン研修室
対 中小企業に勤務する区内在住・在勤者で、WordとExcelの基本的な操作ができる方
内 WordとExcelの知っていると便利な機能や使い方を学び、仕事で実践できる技術を習得します。
・Word
差し込み、便利機能、長文機能、スタイル、目次など
・Excel
関数の活用、マクロ機能、データベース機能など
定 20人(申し込み多数の場合は抽選)
費 6,000円
申 12月14日(必着)までに往復はがきで①～⑤(4面記入例参照)⑥勤務先(名称・所在地・電話番号)を記入して申し込む。
問 〒104-0061
中央区銀座4-9-8 NMF銀座四丁目ビル2階
レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)
☎(3546)8610

スポーツ

少年少女トランポリン体験教室

日 令和5年1月21日(土)、2月4日(土) 午後6時～8時
場 総合スポーツセンター主競技場
対 小学校3年生から6年生までの区内在住・在学者
定 30人(申し込み多数の場合は抽選)
費 無料(傷害保険は任意加入で保険料800円は自己負担)
申 12月7日(必着)までにEメールまたは往復はがきに①～⑤(4面記入例参照)⑥学校名⑦学年⑧過去の本教室参加の有無を記入して申し込む(電子申請も可)。
○Eメールで申し込む場合は、件名を「R4少年少女トランポリン体験教室申し込み」としてください。
○兄弟(姉妹)での参加を希望する場合も、1人1枚でお申し込みください。
○抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。
○当選者は区役所8階中央区体育協会事務局窓口で手続きがあります。
問 〒104-8404
中央区築地1-1-1
中央区体育協会事務局
☎(3546)5729
eentry@chuo-taikyo.jp

太極拳教室
(初心者・初級者)

日 令和5年1月18日～2月10日の毎週水・金曜日 計8回
午後6時30分～8時30分
場 京橋プラザ区民館多目的ホール
対 18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)
定 30人(申し込み多数の場合は抽選)

費 2,000円
申 12月16日(必着)までにEメールまたは往復はがきに①～⑤(4面記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無⑦在勤の方は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申し込む(電子申請も可)。
○Eメール申し込みの場合、件名は「R4太極拳教室申し込み」としてください。
○抽選の場合は、過去に参加していない方を優先します。
○当選者は区役所8階中央区体育協会事務局窓口で手続きがあります。
問 〒104-8404
中央区築地1-1-1
中央区体育協会事務局
☎(3546)5729
eentry@chuo-taikyo.jp

手帳 国保・年金

還付金詐欺にご注意ください

区役所職員などを装って、「医療費(保険料)の還付金があります。キャッシュカードを持ってATMへ行き、還付金の手続きをしてください」という不審な電話が相次いで発生しています。
区では還付金に関して事前にお出しいただいた書類の確認などを除き、直接電話で口座番号を聞くことは絶対にありません。また、期間内に手続きされていない方へ連絡する場合も、個別に電話をかけることはありません。現在、区では「医療費」や「保険料」の還付金がある場合、電話ではなく通知を郵送し、指定された口座に振り込みをしています。ATMを使った医療費や保険料の還付は行っていない。このような電話がかかってきた場合は、いったん切って区役所や家族に相談するとともに、警察(110番)にも連絡をしましょう。

主な手口
[手口例1]
区役所職員を名乗る者から電話で、「医療費還付の申請書を緑色の封筒で郵送していますが、申請がありません。締め切りが先月の末なので、近くのATMで手続きをしてください。申請方法はATMに行ったら電話で説明します」
[手口例2]
区役所職員を名乗る者から電話で、「保険料の過払いがあります。以前、還付通知を郵送しましたが手続きがされていません。今、銀行名と口座番号を教えてもらえば、還付金を振り込みます。後ほど銀行員から電話がありますので、指示を受けてください」
問 保険年金課給付係
☎(3546)5361

後期高齢者医療制度の被保険者の方へのジェネリック医薬品差額通知などの送付

12月中旬に送付するこの通知は、現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合

に、軽減される薬代の見込み額をお知らせするものです。ジェネリック医薬品を使うことで、医療の質を落とすことなく、薬代の負担を軽減することができます。
※生活習慣病などで先発医薬品を処方されている方で、お薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
○全ての被保険者の方にお送りするものではありません。
○現在、一部のジェネリック医薬品が供給不足となっており、ご希望のお薬に切り替えできない場合があります。ご理解ください。
問 ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク
☎(0120)601494
(年末年始を除く12月中旬(発送日の翌日)から令和5年1月31日までの平日午前9時から午後5時)

民間事業者による
国民年金保険料の納付案内

日本年金機構では、国民年金保険料のご案内を民間委託しています。
[委託事業者]
(株)バックスグループ
国民年金保険料の未納がある方に対して、電話・文書・戸別訪問などにより、納付や免除などの申請手続きのご案内を行います。
なお、平成29年9月30日に納付受託業務を廃止以降、受託事業者による国民年金保険料の収納は行っておりません。そのため、受託事業者がお客様から保険料をお預かりすることはありません。
問 中央年金事務所国民年金課
☎(3543)1411(代表)
株式会社バックスグループ
☎080(0600)0600

その他

屋外での「受動喫煙防止」にご協力を

「道路や公園での喫煙者が多く、通行に支障がある」、「私有地からたばこの煙が流れてきて困っている」、など、屋外での受動喫煙について多くの相談が寄せられています。
区では、「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」および「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」により、指定喫煙場所以外の道路、公園などの公共の場所での喫煙を禁止しています。また、私有地での喫煙であっても、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないと定めています。
喫煙する際は、条例で定めた「中央区たばこルール」を守り、喫煙する人もしない人も気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください。
[喫煙者が守るべきルール]
・公共の場所では、指定喫煙場所以外で喫煙をしない。
・私有地で喫煙をする場合であっても、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせない。
・近くに子どもや妊婦など健康に配慮が必要な人がいるときは喫煙を控える。
[灰皿を設置する事業者が守るべき

ルール]
・人通りの多い場所の近くに灰皿を置かない。
・子どもの通学時間帯に灰皿を使わない。
・喫煙をする人が多いときは、譲り合っての利用を呼び掛ける。
[指定喫煙場所利用について]
新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、各指定喫煙場所に利用定員を設けています。喫煙をする際は、密集・密接にならないよう譲り合ってご利用ください。
所在地など詳しくは区のホームページをご覧ください。
問 中央区保健所生活衛生課受動喫煙対策担当
☎(3546)5762



中央区指定喫煙場所ホームページ

特別区(東京23区)職員採用
試験合同説明会・技術職採用
フォーラム

日 令和5年1月15日(日)
午前10時～午後4時(予定)
場 立教大学池袋キャンパス(豊島区西池袋3-34-1)
対 令和5年度以降の特別区職員採用試験の受験希望者
内 各区・一部事務組合の概要説明や技術・専門職の個別相談などブースに分かれて説明を行います。
申 11月30日(水)から12月12日(月)までにHPから申し込む。
○申し込み多数の場合は抽選となる場合があります。ご来場いただける方には、申し込み締め切り後、メールでお知らせします。
○入退場自由です。
○詳しくはHPをご覧ください。
問 特別区人事委員会事務局任用課採用係
☎(5210)9787
職員課人事係
☎(3546)9565
HP <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

コミュニティふれあい銭湯

日 12月14日(水)・28日(水)
○12月14日はポインセチアの湯です。
場 区内公衆浴場(銭湯)
費 100円(敬老入浴証持参者と小学生以下は無料)
○区内在住・在勤であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。本人の住所・勤務場所が確認できない場合は一般料金となります。
○入浴時以外はマスクを着用してください。また、浴場内での会話は控えてください。
○体調不良の場合は利用を控えてください。
問 地域振興課区民施設係
☎(3546)5623



「勇気ある経営大賞」 リニューアルのご案内

過去に拘泥することなく、未来を切り開くために果敢に挑戦し、成果を創出している中小企業を顕彰する「勇気ある経営大賞」は、第20回の節目を迎えたことを機にリニューアルすることになりました。

これまで以上に発信力の強化を図るべく、受賞企業などの最新情報を公式Twitterで発信する他、ウェブサイトを更新し受賞企業の情報が探しやすくなりました。また、選考は2年に1度の開催となり、次回募集は2023年11月頃を予定しています。詳しくはをご覧ください。

東京商工会議所事務局
 (3 2 8 3) 7 7 5 4

 <https://www.tokyo-cci.or.jp/market/keieitaisyo/>

令和4年度歳末たすけあい運動にご協力を

歳末たすけあい運動は、共同募金の一環として区民の皆さんをはじめ、町会・自治会、各種団体や企業など地域の方々のご協力をいただき、毎年実施しています。皆さんからの募金は、高齢者の見守り活動や子育てサロンなど区内の地域福祉活動に使用されています。さらに、「寝たきり高齢者の介護者」や「在宅心身障害児の保護者」、「交通遺児」に見舞金として贈呈されます。

募金は、次の窓口で受け付ける他、ゆうちょ銀行窓口で使える青い払込取扱票(手数料無料)も用意しています。

【募金受付窓口】

- ・社会福祉協議会 2階管理部庶務課
- ・区役所 4階福祉保健部生活支援課
- ・日本橋・月島特別出張所

【主催】
東京都共同募金会(中央地区協力会)

【実施】
中央区社会福祉協議会

【協力】
中央区

【協賛】
各町会・自治会、女性団体、中央区民生・児童委員協議会

◎会社内や店頭にて期間限定で募金箱を設置してくださる企業や店舗を募集しています。社会貢献にご協力をお願いします。

【交通遺児の方へ見舞金を贈呈】

区内在住で、両親もしくは父母のどちらかを交通事故で亡くされた平成16年4月2日以降生まれの18歳以下の方

12月14日(必着)までに所定の申請書に、交通事故証明書の写しと、亡くなられた方とお子さんの関係が明記されている公的な書類(戸籍謄本など)を同封の上、郵送で申し込む。

◎申請書は中央区社会福祉協議会で配布しています。

〒104-0032
中央区八丁堀4-1-5
中央区社会福祉協議会管理部
 (3 2 0 6) 0 5 0 6

「中央区の森」事業へのご寄付 ありがとうございました

令和4年4月から9月末まで、中央区の森」事業に351,510円のご寄付をいただきました。これにより、事業開始当初から令和4年9月末現在の総額は6,501,418円になりました。寄付金は「中央区森とみどりの基金」に積み立て、「中央区の森」における森林保全活動の原資として活用します。

【寄付者】
令和4年4月から9月末までにご寄付をいただいた方(順不同・敬称略)

【個人】
西川千尋、壁矢健司、喜納 稔、喜納愛子、佐藤教子、他7人

【事業所】
(株)ダイエー

環境課環境啓発係
 (3 5 4 6) 9 5 9 2



無戸籍の方、ご相談ください

出生の届け出がされておらず、無戸籍でお困りの方々へ、戸籍をつくる手続きについてご案内します。無戸籍の人やそのお知り合いの方は、法務局や区の戸籍窓口にご相談ください。

東京法務局
 (5 2 1 3) 1 3 4 4
区民生活課戸籍係
 (3 5 4 6) 5 3 1 7

都市計画(案)の公告・縦覧

名 称	区域区分・用途地域の変更(案)	勝どき六丁目地区地区計画の変更(案)	防火地域及び準防火地域・特別用途地区の変更(案)	月島一丁目地区地区計画の変更(案)
縦覧期間(※)	12月1日(木)～15日(木)午前9時～午後5時(閉庁日を除く)			
縦覧場所	①都庁第二本庁舎12階北側 都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ②中央区役所5階都市計画課		中央区役所5階都市計画課	
意見書の提出期間(※)	12月1日(木)～15日(木)午前9時～午後5時(閉庁日を除く)			
意見書の提出先	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課		中央区都市整備部都市計画課都市計画係	
意見書に関する注意事項	・中央区の住民および利害関係人の方は、意見書を提出することができます。 ・意見書は住所・氏名・電話番号・都市計画(案)の名称を記入の上提出してください。 ・意見書を郵送で提出する場合は意見書提出期間最終日の消印有効となります。 ・防火地域及び準防火地域、特別用途地区、月島一丁目地区地区計画については、意見書を電子申請で提出することもできます。 ◎詳しくは各  を参照してください。			
説明資料配信	・配信内容 都市計画(案)の説明資料などを配信します。詳しくは各  をご覧ください。 ・配信期間(※) 12月1日(木)午前9時～15日(木)午後5時		ご覧いただけない場合は縦覧場所において資料を配布しますのでご来庁ください。  https://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/keikaku/koku/_user_tosikei_time_221201.html	
	ご覧いただけない場合は問い合わせ先(土地利用計画課)までご連絡ください。  https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/shingikai/jouhou_ichiran.htm		ご覧いただけない場合は問い合わせ先(土地利用計画課)までご連絡ください。  https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/cproject/intro/list_saikaihatu.html	
問い合わせ先	・公告、縦覧、意見書の提出について 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ☎(5388)3225		中央区都市整備部都市計画課都市計画係 ☎(3546)5468	
	・都市計画(案)について 土地利用計画課(土地利用担当) ☎(5388)3276			
	・都市計画(案)について 土地利用計画課(促進区担当) ☎(5388)3318			

(※)変更となる可能性があります。詳しくは各をご覧ください。

予防生活援助サービス 従事者研修

令和5年2月2日(木)・3日(金)
午前10時～午後4時
◎2日間、計10時間の研修です。
◎途中、昼食休憩が1時間あります。

区役所別館 8階会議室

・区内の予防生活援助サービス事業所で働く意向のある方

- ・ボランティアなどの団体に所属し、高齢者への生活援助サービスの担い手となる意向のある方
- ・団体などに所属していないが、今後生活援助サービスの担い手となる意向のある方

・要支援者などを対象とした介護予防・日常生活支援総合事業の予防生活援助サービスの従事者研修

- ・研修受講後は、介護保険法に基づき中央区が指定した予防生活援助サービス事業所で働くことができます。

10人(先着順)

無料

12月5日(月)から令和5年1月27日(金)までに電話で申し込む。

介護保険課事業者支援給付係
 (3 5 4 6) 5 3 7 7

ウォームビズの実施

区では、地球温暖化防止のため、1年を通して省エネルギー・省資源に取り組んでいます。その活動の一つとして冬場の暖房中の温度を19度に徹底し、「室温に適した服装での執務」を実施します。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【実施期間】
12月1日(木)～令和5年3月31日(金)

環境課ゼロカーボン推進係
 (3 5 4 6) 5 6 2 8

障害のある方の就職面接会

令和5年1月31日(火)
午後1時30分～4時30分

東京国際フォーラム ホールE-1(千代田区丸の内3-5-1)

【参加企業数】
約180社(予定)

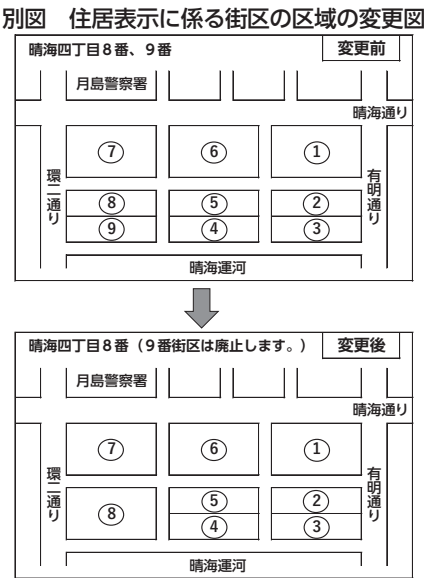
12月26日(月)から令和5年1月30日(月)(予定)までに最寄りのハローワークの障害者相談窓口で申し込む。

ハローワーク飯田橋 専門援助第2部門
 (3 8 1 2) 8 6 0 9
(部門コード44#)

住居表示に係る街区構成の変更

【現晴海四丁目8番および9番街区】
晴海四丁目の公共施設整備に伴い街区割の変更を行うため、12月1日付で、住居表示の8番および9番街区を別図のとおり8番街区に変更します。なお、9番街区は廃止します。変更日以降、新たに新築届が提出された建物から新しい住居表示を定めます。

建築課建築調整係
 (3 5 4 6) 5 4 5 3



凡例

お問い合わせ(申込)先

HP

ホームページアドレス

Eメール

メールアドレス

区公式Instagram

皆さんからの「いいね!」をお待ちしています。

公式アカウント名
tokyochuo.city

問広報課広報係
☎(3546)5218

「基本計画2023」の策定にあたり
区民の皆さんのご意見を募集しています

平成30年2月に策定した区の総合計画である「基本計画2018」は、今年度で前期5カ年が終了します。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式などの変化、築地市場跡地開発や晴海のまちびらきに向けた動きなど、区を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした変化を踏まえて、今後10年間を見据えた具体的な施策や取り組み内容を示す新たな基本計画の策定を進めています。

そこで、計画の内容に関して区民の皆さんのご意見を募集しています。

意見の募集期間
12月20日(必着)まで

閲覧場所
区役所1階まごころステーション・情報公開コーナー、2階政策企画課、日本橋・月島特別出張所の他、区のホームページでもご覧いただけます。

意見の提出方法
住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、年齢、電話番号を明記の上、区役所2階政策企画課に持参、郵送、ファクス、Eメールまたは区のホームページのパブリックコメント(区民意見提出手続き)から期間内必着でお寄せください。

トピックス

都心・臨海地下鉄新線推進大会2022

11月8日、「都心・臨海地下鉄新線推進大会2022」が地下鉄新線の早期実現を望む沿線地域の方々約1,000人が参加して開催されました。今年で5回目となる本大会は、この活動をより多くの方に知っていただこうと、月島第二児童公園で実施され、当日はパネル展や有識者による講演、決意表明などが行われました。最後の大会決議では参加された方々が都心・臨海地下鉄新線の実現に向けた思いや熱意を込めて一致団結しました。

メント(区民意見提出手続き)から期間内必着でお寄せください。

問い合わせ・ご意見の送付先
〒104-8404

中央区築地1-1-1
政策企画課政策企画担当
☎(3546)5213
FAX(3546)2095
E kihonkeikaku2023@city.chuo.lg.jp

人権についてお悩みのことがある方は
1人で悩まず、まずはご相談を

対面での相談

区の人権擁護相談
不当な差別やいじめなど人権の侵害を受けた人たちのために、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。
◎今年の街頭啓発活動は12月6日(火)午前11時15分から数寄屋橋公園で行います。

相談日時
毎月第3木曜日 午後1時～4時

相談場所
区役所1階区民相談室

問まごころステーション(区民相談)
☎(3546)9590

インターネットでの相談

大人はこちら
法務省インターネット人権相談
(パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)
HP<https://www.jinken.go.jp/>

子どもはこちら
子どもの人権 SOS-eメール
(パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)
HP<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

AIチャットボットでの相談

AIチャットボット「こころコンディショナー」
(パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)
HP<https://www.cocoro-conditioner.jp/>

電話での相談

さまざまな人権問題についての相談
みんなの人権110番
☎(0570)003110
受付時間
月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・休日、年末年始を除く)

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談
子どもの人権110番
☎(0120)007110
受付時間
月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・休日、年末年始を除く)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談
女性の人権ホットライン
☎(0570)070810
受付時間
月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・休日、年末年始を除く)

性自認や性的指向に関する相談
Tokyo LGBT相談専門電話相談
☎050(3647)1448
受付時間
火・金曜日の午後6時～10時(祝日・休日、年末年始を除く)

生きることに悩んでいる人の相談
東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～
☎(0570)087478
受付時間
正午～翌午前5時30分(年中無休)

外国人のための人権相談
外国語人権相談ダイヤル
☎(0570)090911
受付時間
月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・休日、年末年始を除く)
対応言語
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

LINEでの相談

「生きるのがつらいと感じたら…」窓口
受付時間
午後3時～10時30分(年中無休)
◎「ネットやスマホ利用におけるトラブルに関する相談」、「進路やいじめなど、教育に関する悩み相談」、「若者総合相談」についても、同一のアカウントでご相談いただけます。

LINEアカウント名
相談はっとLINE@東京
利用方法
2次元コードを読み取るか、LINEアプリで「相談はっとLINE@東京」を検索し、友達登録してご利用ください。